

区行政のあり方懇談会 第1回総会

日時：平成27年9月8日（火）

午前9時30分

場所：本庁舎2階第1会議室

1 区行政のあり方について

2 その他

区のあり方の検討について

1 経緯

区 分	内 容
昭和 5 8 年度	・「区における総合行政の推進に関する規則」施行
平成 3 年度	・区長を部長級から局長級にするとともに、区政部・福祉部の 2 部制施行
平成 9 年度	・「行政区のあり方懇話会」提言
平成 1 2 年度	・保健所及び生涯学習センターを区役所組織へ編入
平成 1 5 年度	・「IT 時代における区の行政サービスのあり方懇話会」提言
平成 1 7 年度	・区内 3 公所（環境事業所、土木事務所、消防署）の課長級職員を区役所兼務（併任）主幹とし、各公所との連携体制を強化
平成 1 9 年度	・「区役所改革基本計画」策定（計画期間は平成 2 2 年度まで）
平成 2 0 年度	・区ごとに区政運営方針を策定・公表 ・区役所に係る予算については、予め区長の意見を聞くよう名古屋市予算規則を改正
平成 2 1 年度	・区役所が自主性・主体性を発揮するための予算として、各区 1, 0 0 0 万円の予算を計上 ・「新たな区役所改革計画」策定（当初計画期間は平成 2 3 年度まで）
平成 2 2 年度	・区役所の企画調整機能の強化を図るため、各区に「企画経理室」を設置 ・広告の掲出や自動販売機の設置など、区役所の努力により確保した収入を予算として計上 ・快適でわかりやすい窓口の実現や、市民利用スペースの充実を図るため、庁舎の環境整備を実施（9 区）
平成 2 3 年度	・区役所兼務等主幹（環境、土木、消防職員）の担当事務を区政運営の推進に拡充 ・引き続き庁舎の環境整備を実施（5 区）
平成 2 4 年度	・区長の裁量で部署を決定できる定員を配置（2 区） ・支所において福祉業務を拡充 ・引き続き庁舎の環境整備を実施（1 区）
平成 2 5 年度	・区長の裁量で部署を決定できる定員を配置（1 6 区） ・中区役所庁舎内へ中保健所を移転 ・「新たな区役所改革計画アクションプラン」策定（計画期間は平成 2 8 年度まで）、合わせて「新たな区役所改革計画」の計画期間を平成 2 8 年度まで延長
平成 2 6 年度	・港区役所庁舎内へ港土木事務所を移転 ・自主的・主体的な区政運営予算の仕組みを変更し、2 7 年度予算に反映

2 平成 27 年度における区のあり方の検討について（基本的な考え方）

(1) 区役所の意義

（行政区のあり方懇話会提言）平成 9 年 4 月

行政区には、区民と市政をつなぐパイプ役としての機能が認められる。長年に渡る接触を通じて、区民は区役所を自らの地元意識の中に取り込み、身近な窓口として利用している。市役所は、距離的・心理的にも、また行政的にも遠い。その距離の中継役を区役所が果たしている。

社会変化の影響の下で、行政区の役割も変化を余儀なくされてきた。それを一言でいえば、区民の単なる便利のための出先機関から、住民自治の機関、地域づくりのための機関へと変化しつつあるといえる。

（IT 時代における区の行政サービスのあり方懇話会提言）平成 15 年 6 月

市民参加のまちづくりが進む現在、市では行政の単位が大きすぎて難しく、区の規模が適切な単位になる。また、上位からのまちづくりではなく、市民主体のまちづくりの実現のためには、区を基本単位として考える 21 世紀型への発想の転換が是非とも必要である。

（新たな区役所改革計画）平成 22 年 3 月

本市が多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民満足度の高いきめ細かな行政サービスの提供を行っていくために、市民に最も身近な行政機関である区役所は、単なる窓口サービスの提供にとどまらず、**地域課題解決の拠点**としての役割を果たすことが求められている。



区役所には、区民と市政をつなぐ役割とともに、区民に身近な行政機関として、地域課題解決の拠点としての役割が求められている

(2) 区役所改革の考え方

(行政区のあり方懇話会提言) 平成 9 年 4 月

画一的・横並びの施策は、行政の立場からは効率的であるが、地域差や地域特性といった要素は排除されてしまい、その地域にとって切実なニーズに的確に対応できないという側面がある。差異を積極的に認め、地域の資源や知恵を有効に働かせ、住民の協働を導入することが地域の個性を生み出す。地域性の尊重は、そこに住む住民に地域環境を見つめ直すきっかけを与え、自治意識を育て、将来へ向かって生かせるものを評価し、発展させることであり、その作業は住民に近い区役所にふさわしい役割といえる。

(IT 時代における区の行政サービスのあり方懇話会提言) 平成 15 年 6 月

市と区の役割としては、区で対応できることは区内で解決し、各区が分散的に行い、区で対応できないスケールメリットが発揮される機能については、本庁に集中・集約して対応する「集中と分散」の考え方が必要である。

(区役所改革基本計画) 平成 19 年 12 月

区役所が市民に最も身近な行政窓口として、市民主体のまちづくりの実現に向け「自ら考え、自ら決定し、自ら動く」自主的な区政運営を行い、市民に信頼される地域の総合行政機関をめざしていく。

(新たな区役所改革計画) 平成 22 年 3 月

地域課題を主体的に解決できる地域の総合行政機関への新たな一步を踏み出すため、今後、区役所が特に力を入れて取り組むべき分野である「区の自主性・主体性を発揮したまちづくり」及び「迅速で質の高い市民サービス」の実現をめざして改革に取り組んでいく。

(第 30 次地方制度調査会答申) 平成 25 年 6 月

指定都市、とりわけ人口が非常に多い指定都市において、住民に身近な行政サービスについて住民により近い単位で提供する「都市内分権」により住民自治を強化するため、区の役割を拡充することとすべきである。

(名古屋市がめざす大都市制度の基本的な考え方) 平成 26 年 3 月

区役所が身近な地域の総合行政機関として、区の特性や課題に応じた行政サービスを主体的に提供するとともに、さまざまな地域活動を積極的に支援することができるよう、機能強化を図る。

区役所が自主性・主体性を発揮できる仕組みづくりについて検討する。さらに、区長権限についても、市長との関係や市全体の統一性等に留意しつつ、強化を検討する。

(3) 区役所の将来像

自らの権限と責任において主体的に解決できる「市民に信頼される地域の総合行政機関」
(新たな区役所改革計画)



区役所の将来像を実現するため、区の役割を拡充し、住民自治を強化する

参考 行政区について

(1) 行政区の適正化について

○新たな区役所改革計画（抜粋）

- ・行政区の適正規模に関し、・・・「区役所改革基本計画」に引き続き、現行の 16 行政区の枠の中で、市と区の役割を見直し、区役所の事業執行についての権限・責任の強化を図るものとなりました。

○行政区の適正規模の考え方

(行政区のあり方懇話会・IT 時代における区の行政サービスのあり方懇話会)

- ・人口は概ね 10 万人から 20 万人程度
- ・分区は 25 万人から 30 万人を超える状況が、合区は人口 5 万人未満となる状況が見込まれ、現状の問題が区の再編によってしか解消できない場合に検討する。

(2) 特別区の設置について

○名古屋市がめざす大都市制度の基本的な考え方（平成 26 年 3 月）（要旨）

- ・特別自治市の創設をめざす。
- ・特別自治市制度における区は、引き続き現行制度上の「区（行政区）」とする。

新たな区役所改革計画（平成 22 年 3 月）

計画策定の趣旨

○区役所の将来像

地域課題を主体的に解決できる地域の総合行政機関

○計画の方向性

- ・ 区の自主性・主体性を発揮したまちづくりの実現
- ・ 迅速で質の高い市民サービスの実現

主な成果

○区の自主性・主体性を発揮したまちづくりの実現

- ・ 自主的・主体的な区政運営予算（区長裁量予算）を各区に約 1,000 万円計上
- ・ 広告の掲出など、区役所の努力により確保した収入を予算化
- ・ 区長の裁量を発揮できる定員を各区に 1 名配置
- ・ 各区に企画経理室を設置し、企画調整機能を強化
- ・ 港区役所庁舎内に港土木事務所を移転
- ・ 中区役所庁舎内へ中保健所を移転させ、同一フロア化

○迅速で質の高い市民サービスの実現

- ・ 支所における福祉業務拡充など窓口サービスの向上
- ・ 税務事務や住民票等にかかる郵送請求事務の集約化の推進による業務の効率化

新たな区役所改革計画アクションプラン（平成 26 年 3 月）

個別具体的な問題から課題解決に向けてアプローチし、さらに区役所改革を推進

- ・ 災害対策の強化
- ・ 健康福祉・子育て支援
- ・ 地域主体のまちづくりの推進
- ・ 市民サービスの向上と業務の効率化

地方自治法の改正（平成 26 年 5 月）

趣旨

- ・ 区の役割を拡充し、区を単位とする住民自治の機能を強化する

内容

○区の事務所が分掌する事務を条例で定める

【総務省通知】

- ・ 区の事務所が分掌する事務を定める条例について、単に現在区の事務所が分掌している事務を機械的に規定するのではなく、どのような区のあり方がふさわしいか十分に検討した上で立案する必要があること。
- ・ また、指定都市の議会においても、条例の制定について議決する際には、同様にどのような区のあり方がふさわしいか十分に議論することが重要であること。

○区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長（特別職）を置くことができる

【改正法第 252 条の 20 の 2】

- ・ 総合区長は、総合区の区域に係る政策及び企画をつかさどるほか、（略）これらの事務の執行について、当該指定都市を代表する。



区役所改革の方向性に
変わりはない



必要な取り組み

引き続き検討

- I 区が自主性・主体性を発揮できる仕組みづくり
- II 区の総合行政機能の強化

地方自治法改正への対応

- III 区の事務所が分掌する事務の条例化
- IV 総合区の設置の要否

4 具体的な取り組み内容

基本的な考え方

行政の意思形成過程において、今後区役所が区民の意見等を的確に行政に反映していくとともに、地域の実情に応じたきめの細かな施策、事業を推進していく。そのために区の役割を拡充する。

(1) 区民意見の行政への反映 (Ⅰ、Ⅱ)

(2) 区長権限の強化 (Ⅰ、Ⅱ)

5 区の事務所が分掌する事務の条例化 (Ⅲ)

(1) 背景

ア 地方自治法の改正 (平成 26 年 5 月 30 日)

- ・ 区の事務所が分掌する事務を条例で定めること。(第 252 条の 20 第 2 項関係)

(施行期日：平成 28 年 4 月 1 日)

イ 地方自治法の改正に係る総務省通知 (平成 26 年 5 月 30 日)

- ・ 区の事務所が分掌する事務を定める条例について、単に現在区の事務所が分掌している事務を機械的に規定するのではなく、どのような区のあり方がふさわしいか十分に検討した上で立案する必要があること。
- ・ また、指定都市の議会においても、条例の制定について議決する際には、同様に、どのような区のあり方がふさわしいか十分に議論することが重要であること。

ウ 第 30 次地方制度調査会答申 (平成 25 年 6 月 25 日)

「都市内分権」により住民自治を強化するための具体的な方策

- ・ 指定都市、とりわけ人口が非常に多い指定都市において、住民に身近な行政サービスについて住民により近い単位で提供する「都市内分権」により住民自治を強化するため、区の役割を拡充することとすべきである。区の役割を拡充する方法としては、まず、条例で、市の事務の一部を区が専ら所管する事務と定めることができることとすべきである。

(2) 現行の主な区役所関係の規程

規程名称	内容	所管局
区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域に関する条例	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 252 条の 20 第 1 項に基づき、区の設置、区役所の位置、名称について定める。	市民経済局
区における総合行政の推進に関する規則	地域に係わる事務事業の計画及び実施に関し、区役所、局、事務所及び事業所相互の連絡調整を円滑にして区における総合行政の推進を図る。	総務局
区役所処務規程	区役所の組織及び事務分掌を定める。	総務局
区役所課の係及び分掌事務規程	区役所の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項を定める。	総務局
区長委任規則	法第 153 条第 1 項の規定に基づく市長の権限に属する事務の一部の委任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	総務局

(3) 課題

- ・ 第 30 次地方制度調査会答申が、「条例で、市の事務の一部を区が専ら所管する事務と定めることができることとすべき」としていることから、区役所が専属して取り組む業務について条例で規定する必要がある。
- ・ 都市内分権を推進し、住民自治を強化する観点から地域特性に応じた事業を区の事務として位置づけていく必要がある。

区行政のあり方懇談会 日程・議題（案）

日程		議題
第1回 総会 平成27年9月8日		○地方自治法改正について ○名古屋市の区役所改革の取り組み ○区のあり方について ・区民意見の行政への反映について ・区長権限の強化について ・区の事務所が分掌する事務の条例について
	第1回 分科会 平成27年10月下旬	○区のあり方について ・区民意見の行政への反映について ・区長権限の強化について ・区の事務所が分掌する事務の条例について
	第2回 分科会 平成27年12月中旬	○区のあり方について ・区長権限の強化について
第2回 総会 平成28年1月中旬		○区のあり方について ・これまでの議論の確認

平成28年度の開催予定

平成28年5月下旬	第3回	分科会
7月中旬	第4回	分科会
8月中旬	第3回	総会